

事 録

件 名	第 10 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議
日 時	平成 24 年 3 月 6 日（火）午後 6 時 30 分から
場 所	登別市民会館 2 階 中ホール
会議内容 （質問等）	<p>会長挨拶</p> <p>会 長： 定刻となりましたので、第 10 回市民会議を始めたいと思います。去年の 7 月 16 日に第 1 回目の会議が行われ、私は第 2 回目から引き継ぐ事になり、今回で第 10 回目を数えるに至りました。私の議事進行が大変下手なものですから、皆さんに大変ご迷惑をかけながら第 10 回目を迎える事になりましたが、皆さんの思いを受けまして、それを素案に載せる作業も終盤に差し掛かっているかと思えます。今日の会議が終わった時点の様子を見まして、また次の進行となると思いますが、本日で皆さんの思いを素案に載せる作業をほぼ終わらせたいと思っております。実は、私の前に置いてある資料が、素案を作るときに使いました市民自治推進委員会の資料です。約 2 年間・20 回以上会議を開催していたという事で、比較的以前から当時部会長をしておりました A 氏からお預かりしていましたが、我々の思いを載せる事を優先するためと私自身が時間や心の余裕が無かったため、ほとんど目を通しておりませんでした。最近になって目を通してみたのですが、今日出席されております B 委員・C 委員・D 委員・その他の参加者の皆さんが、膨大な時間と熱意でまとめてきたものだと思います。このような大切なものを、大事にして行けたらと思っております。それから、市議会でも取り上げて頂いたようで、非常に注目されていると思います。進行状況について質問されたと聞いておりますが、一步一步間違いなく進んでいると思っておりますので、もうしばらくお付き合い頂いて、完成させたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願い致します。また、今日は風邪をひいている方もいらっしゃると思いますが、私自身も風邪をひいておりますので、頭が回らず議事進行がきちんとは行われぬこともあるかもしれませんが、その時はご指摘願います。それでは議事に入って行きたいと思えます。</p> <p>資料の説明と質疑応答</p> <p>会 長： 皆様のお手元に前回の議事録があると思いますが、これについて何かご質問等ありましたらお願いいたします。それでは本日の議題に移りたいと思えます。本日は素案の第 2 章登別市景観・みどり審議会等から入っていきたいと思えます。ここにつきましては、皆さんの思いの中で特に意見が沢山出ておりました。この条例が出来てしまえばそれで良いという事ではなくて、これを施行・運営していくにあたり、一番大切なところであるというご意見を沢山頂いておりました。まずは読んで行きます。</p> <p style="padding-left: 2em;">（審議会の設置）</p> <p>第 7 条 市長の附属機関として、登別市景観・みどり審議会（以下、「審議会」という。）を置く。</p>

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>2 審議会は、景観・自然遺産、市域の景観形成及び緑化の推進に関する重要な事項でこの条例に定めるもの、その他市民等からの意見を聴き市長が必要と認める事項について調査し、及び審議するものとする。</p> <p>(組織等)</p> <p>第8条 審議会は、委員12名以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 景観緑化推進組織の構成員</p> <p>(3) 市民からの公募者</p> <p>(4) その他市長が適当と認める者</p> <p>3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p> <p>5 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>という事です。この中でご意見を頂いたのは、「条例案では審議会と推進協議会を設けることになっていて、これらは市長に対して発言出来る組織なので、市長は提言を受けたら実施するというような組織を作りたい」というお話しを頂いております。それから、この中で一つご意見を頂いたのは、第8条第2項で、「委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。」という中で、景観緑化推進組織の構成員と表記しておりますがそれぞれの独立性を考えた場合はどうなのか、というご意見を頂いたと記憶しております。それでは関連しますので、引き続き第9条(推進組織の設置)についても条文を読んで行きます。</p> <p>(推進組織の設置)</p> <p>第9条 市長は、良好な景観形成及び緑化の推進活動を行うための景観緑化推進組織を置くことができる。</p> <p>2 景観緑化推進組織は、市長が認定した個人及び団体で構成するものとする。</p> <p>3 景観緑化推進組織は、この条例で定める事項、その他規則で定める事項について調査・研究し、市長に提言することができる。</p> <p>4 景観緑化推進組織は、市民等とともに、景観プラン及び緑化プランに定める推進活動に努めるものとする。</p> <p>5 推進組織の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>これに関して皆様から頂いたご意見は、「この条例は精神の部分を盛り込んで市民が行動出来るようにしたい。そうするには、市民がある程度の事は決定出来るシステムを構築し、その事を条例に盛り込んだら良いと思う」というご意見を頂いております。「審議会の設置」並びに「推進組織の設置」という審議する側と実際に行動する側の2つの組織について謳ってます。それでは、まず皆様からこの2つの組織についてご意見を頂きたいと思っております。まず審議会につきましては、組織の構成員の中に景観緑化推進組織の構成員が入っているという事で、審議する側に行動する側の人が入るというのはどうなのかという事と、また推進組織については、市民がある程度の事は決定出来るシステムとはどのようなものかという事について、ご意見を頂きたいところです。皆さん</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>いかがでしょうか。まず、審議会の委員に景観緑化推進組織の構成員が入るという事について何かご意見ございませんでしょうか。</p> <p>E 委員： 特に問題ないと思います。例えば環境保全市民会議委員が環境保全審議会の委員に何名か入っておりますので、特段問題があるようには思いません。</p> <p>会 長： 今、E 委員から他の組織でもそういった事例があるので、特に問題はないとのご意見がありましたが、どなたか他にご意見ございませんでしょうか。実際に組織の運営に関わっている方もいらっしゃると思いますので、その経験から何かご意見ございませんでしょうか。特に問題ないという事でよろしいでしょうか。</p> <p>F 委員： 一言よろしいでしょうか。各部会で出た意見を私の判断で、素案のこの部分に該当するであろうということで差し込みましたが、ここではなくて、もっと違うところでないかというご意見があれば、お聞かせ願いたいと思います。それから、今の審議会の委員に景観緑化推進組織の構成員が入る件につきましては、私は良くない事だと思っております。なぜかという、第9条第3項に、「景観緑化推進組織は、この条例で定める事項、その他規則で定める事項について調査・研究し、市長に提言することができる。」となっております。そうなりますと、提言を受けた市長は当然、審議会の方に諮問する事になると思いますので、場合によっては市長に提言をする人物と審議をする人物が同一人物になる事も想定されると思います。そうすると、審議会のあり方としてどうなのか、審議会の中に景観緑化推進組織の構成員が入って良いのかという疑問を持っています。</p> <p>会 長： 一つずつ進めていきます。まず、審議会の委員についてですが、やはり問題があるのではないかとご意見を頂きました。この点について、他にご意見を頂きたいと思います。例えば先程、F 委員のご指摘のような事があった場合は、提案者が審議の中に入るといった場面もあり得るという事で、それはおかしいのではないかとご意見を頂戴しますが、どうでしょうか。他の審議会等ではそのような場面があるのでしょうか。</p> <p>E 委員： 私の関わっているところではそういう事例もありますし、その方が審議する内容をわかりやすく説明してもらえるので良いと思うのですが、それが良いとか悪いとかは個々の考え方であるので一概には言えないと思います。</p> <p>会 長： 審議会の独立性という観点では提案者がその中に入るとするのはどうなのでしょう。ここにお集まりの委員の皆様は様々な会議等に参加されていると思いますので、そこでこのような状況になった場合を想定して、もう少し考えて頂けませんか。G 委員は多分こういった状況を多数経験されていると思いますけれども、それらの経験から何かご意見ございませんでしょうか。</p> <p>G 委員： F 委員のおっしゃるように、色々な意味でやる側とやらせる側は別々の方がトラブルも少なくなり良いと思いますが、実際どのようなものとなるのかイメ</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>ーじ出来ていない部分もあり難しい問題だと思います。それから、素案の第7条に、「市長の附属機関」という文言がありますが、こういう表記で問題はないのかという事と、登別市の場合「市長の附属機関」というものは他にもあるのか、もしあるとすればどのようなものかという事を教えて頂ければと思います。</p> <p>会 長： まず、前段の部分からお話しして行きたいと思います。独立している方が良いというご意見を、G委員から頂きました。これについては、審議する側に提案者がいた方が審議する内容について説明をしてもらえるので、良いというご意見もありました。この2つの組織については後程またお話しするので、この部分は改めて議論することとして、先程、G委員からご質問のありました「市長の附属機関」についてお話を進めたいと思います。まず登別市には「市長の附属機関」は他にもあるのでしょうかというご質問ですが、事務局の方いかがですか。</p> <p>事 務 局： 審議会についてですか、それとも審議会以外のものも含めてでしょうか。</p> <p>G 委 員： 附属機関として位置付けされている審議会について、他にどのようなものがあるのでしょうかという事です。</p> <p>事 務 局： 市にいくつかの審議会がありますが、「市長の附属機関として」という表記はしておりません。他市の例を見ると小樽市がそういう表記をしております。いずれにしても次回の会議までに、こういったものがあるか調べてお答えしたいと思います。</p> <p>E 委 員： G委員、これは条文の中の表記についての事ですか。</p> <p>G 委 員： 私が言いたいのは、単純に条文の中の表記の事ではなく、「附属機関」というものが組織の中でどのような役割を果たすのかという事を明確にして欲しいという事です。この条文を単純に読むと、市長の下に審議会があり、更にその下に景観緑化推進組織があるという事になりますが、出来れば組織間の関係が明確になる図にして、具体的なイメージが出来るようにして頂ければと思っています。</p> <p>会 長： ただ今の意見は、組織図があればより具体的にイメージが出来、分かりやすくなるという事ですので、次回の会議までに皆さんにお示し出来るようにしたいと思います。それでは次に進みたいと思います。審議会と推進組織について委員の皆様からご意見を頂き、それをF委員がご自身の判断で素案の該当するであろうという部分に差し込みましたが、これで良いのだろうかという意見がF委員からありましたので、これについてのご意見を皆様から頂きたいと思います。グループ討議で頂いたご意見は、「条例案では審議会と推進委員会を設けることになっていて、これらは市長に対して発言出来る組織なので、市長は提言を受けたら実施するというような組織を作りたい」という事でした。これはC委員のご意見だったと思いますが、C委員何かございますか。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>C 委員： ここで書いている組織は、審議会でもないですし推進委員会でもないです、私もF委員と同じ部会でしたが、「提言を受けたら実施するという組織」がどのようなものかは、正直分からないところです。</p> <p>会 長： 推進組織の設置というのがありますが、それでもないのでしょうか。</p> <p>G 委員： 文言の問題だと思います。最後の方の、「市長は提言を受けたら実施するというような組織を作りたい」という文章が別の組織という印象を与えていると思いますけれど、審議会や推進委員会がそういった組織であるべきという意味だと思います。先程、会長が読まれた文章の最後の部分を、審議会や推進委員会が実施する組織であるという事が明確になる文章とすれば良い事ではないかと思います。</p> <p>C 委員： 分かりました。素案を見ないで語っておりましたので、きちんと理解が出来ていなかったのだと思います。</p> <p>会 長： 私もこの部分は、組織を作るという事よりも、組織が動かないという事に対する危惧から作られたものだと思います。続いてF委員が（推進組織の設置）に差し込みした文章を読んでいます。 「この条例は精神の部分を盛り込んで市民が行動出来るようにしたい。そうするには、市民がある程度の事は決定出来るシステムを構築し、その事を条例に盛り込んだら良いと思う」とありますが、「市民がある程度の事は決定出来るシステム」というものを具体的にイメージ出来れば良いのかなと思います。皆様何かご意見ありますでしょうか。</p> <p>G 委員： これは、単純に審議会で決まった事が市長にいき、それがそのまま推進組織に降りてくるというイメージで良いのでしょうか。その辺の事が分からないと、この2つの組織が横並びであるかどうかははっきりしないですし、これは審議会と推進組織の両方の条項に出てくる文言ですが、「運営等に関し必要な事項は規則で定める。」とあるのですが、どういう規則かという事も知りたいですし、その規則において審議会と推進組織は整合性を図らなければならないと定めるのかという疑問も湧いてくるので、先程もお話したように組織図がしっかりと出来ていないといけないと思うのです。組織図があれば、例えばこういう事は推進組織でやるとか、これについては審議会の役割であるとか、具体的な事を話し合えると思うのです。</p> <p>会 長： 皆さん、今のご意見に対して何かございますでしょうか。組織図もないですし具体的に良く分からないと思いますが、審議会と推進委員会の位置関係についてどのように思いますか。</p> <p>事 務 局： 審議会や推進組織にどのような機能を持たせるかによって変わってくると思います。組織図を先に作る方法もあるとは思うが、それぞれの組織にどのような機能を持たせるかといった作業を並行してやったほうが良いのかと思いま</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>す。</p> <p>G 委員： 一つの手法としては、叩き台となる組織図をまず示して頂いて、関係のある所を矢印で繋いでいく作業を行うと、矛盾している部分や整合性に問題のある部分が出てくると思います。実際に行動している他の市町村をモデルにしてやってみるとしたら良いのですけれども、多分今回の事は登別市独自の部分も多数出てくると思われますので、ある程度見える形で委員の皆さんが共有出来ないかと駄目だと思います。文章だけだと、中々イメージも出来ませんし、整合性に欠ける部分も出てきます。市長を頂点とした図を作り、関係する組織を並べ矢印で繋いで行くだけの事ですので、それほど難しい事ではないと思います。これを疎かにすると、登別市では以前からあるように、いつの間にか重要な事が決まっていたというようなパターンになる可能性があります。それが今回はとても重要な条例の策定であるので、せっかく委員になった以上はそのような事にはしたくないという思いはあります。この部分は、文章の中の表現を多少変えるのとは比較にならない重要な事ですので、委員の皆さんが考え方を共有し、しっかり議論していくべきだと思います。</p> <p>会 長： 組織の運営に関し、必要な事項は規則を別に定めるという事ですので、これについてはまだ何も無いですね。どういう機能を持たせるかによって変わってくるという話が事務局よりありましたけれど、そこについてはよろしいでしょうか。そこが見えないと審議会と推進組織の部分については議論にならないでしょうか。</p> <p>G 委員： そのようなものが無いと、多分図は作れないと思います。例えば審議会は何をするところであるとか、会長を始めとする組織の事であるとか、開催の事とか、それらの事は規則で定める事になっていますので、見えていないと駄目かどうか、叩き台は必要だと思います。</p> <p>会 長： 素案でもそこまでは話されていないですよ。他に定めるとなっておりますが、その事についてはどうだったのでしょうか。</p> <p>C 委員： 資料としては出ていないのでしょうか。試案みたいなものを私は最後に頂いたような気もしたのですが。</p> <p>会 長： 資料を紐解いたりしながら規則という部分の叩き台を作る必要があるかもしれません。これも宿題という事にして、次のページにいきます。</p> <p>D 委員： ちょっとよろしいでしょうか。任期の2年というのはどういった理由があったの事なのでしょうか。</p> <p>会 長： 「委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする」とあります。なぜ2年なのかという事ですね。</p> <p>C 委員： 先程 G 委員が話されたように、組織の構造が見える方が良いですね。それが</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>ら第12条第2項のところ、景観推進組織という単独の組織で動くとありますし、第13条第3項では緑化推進組織というように、独立して2つの組織が動くのだから、審議会がありその下にあるかと思えば、その推進組織が行う調査研究は、市長に提言するという事で、審議会を通り越して出来る構図にもなるのです。その辺の組織図が出来ると、これからの進め方が案外スムーズに行くように思います。</p> <p>G 委員： 今、組織の名前が出ていましたが、それらがどこに繋がっていて、どういう権限があるのかだとか、そのような図を作れば良いと思います。この条文程度だったら簡単に出来ると思うのです。まずそこから作った方が早いのかもかもしれませんね。</p> <p>会 長： そうですね。この先に進んでいくと組織の関係になって来ますので、図があればもっと分かりやすいという事だと思います。リーダー会議で相談し、次回までにそのような案を作りたいと思います。</p> <p>H 委員： 先程の審議会と景観緑化推進組織の事なのですが、よく理解出来ませんでした。それで組織図にするという事で、何となくですが光が見えてきたかと思っています。第7・8・9条を読んでいくと、景観緑化推進組織の方が権限があるように私は文章から受け取ったのですが、これは直接市長が認定し提言する事が出来るとなっているからです。一方で審議会の委員には景観緑化推進組織の構成員が含まれておりますので、先に景観緑化推進組織を市長が認定しなければ、審議会は成り立たないのかなと思ったからです。それともう一つは、審議会の中で学識経験者とあるのですが、何を以て学識経験者とするのかという事と、専門部会を設ける事も考慮して欲しいと思います。もちろん一般市民の方でも素晴らしい意見を持っている人も沢山いると思うのですが、専門的な観点から調査出来るというような部会を、場合によっては設置出来るようにし、その中から提言を受けるといった部分も付け加えて頂ければ、広がると思うのです。</p> <p>会 長： ありがとうございます。学識経験者という事に関してはどうでしょうか。一般的な観点から良いのか、もしかすると用語の定義の部分で学識経験者とは何かをしっかりと明記した方が良いかもしれないですね。場合によっては、審議会の中に専門部会を設けたらどうかとの意見も出ておりましたが、よろしいでしょうか。</p> <p>H 委員： 色々な調査をしたりする場合、やはり専門家のアドバイスが必要になってくると思うのですが。</p> <p>会 長： そういう部会を審議会の中で設置出来るような条文にしておくと、より専門的な話を伺えるのではないかという事ですね。他の方の意見も聞きたいのですが、何かありませんか。</p> <p>F 委員： 他の条例を見ますと、学識経験者あるいは有識者という言葉ではなく、例え</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>ば「風景作りについて知識や経験を持っている人」とあり、これを書いている自治体は、景観の事を風景とっています。このような書き方をしている条例が多く見受けられますので「学識経験者」という言葉よりも、こういった「知識や経験を持っている人」という書き方が良いのかと思います。それから部会については、やはり必要な場合も出てくると思いますので、条文の中に部会を設置出来るという一文が必要なのかと私も思います。</p> <p>会 長： 学識経験者というのは知識と経験のある方をいうのか、どここの教授であるという肩書きが必要なのか、あまり良く分からないのです。そういうところも含めて確認してみたいと思います。他では知識や経験のある方という表現をしている所もあるという事と、審議会の中に専門部会というのを設けた方が良いのではないかというご意見を頂きました。</p> <p>C 委員： H委員のおっしゃるとおりだと私も思います。登別市みどりの基本計画の51ページを開いてみて下さい。これはみどり推進協議会の体制を図にしたものです。市民、企業、行政が互いに交流するという事で作られた図であり、私も作成に関わっていました。この推進協議会にどのような方が所属するのかが次のページに書かれており、「フラワーマスター」や「グリーンマスター」の方々や、色々な団体の方々とも関わるといようになっています。こういう推進協議会を専門部会と言っても良いのではないかと思うのですが、H委員どうでしょうか。</p> <p>H 委員： 私はどちらかというと52ページのようなものをあまりイメージしていませんでした。私がイメージする専門部会というのは、先程H委員から、最近の条例は、「学識経験者」という言葉よりも「知識や経験を有する人」と書いているとおっしゃっていましたが、どちらかということとその「知識や経験を有する人」をイメージしております。例えばみどりに関して言えば植物や魚や鳥などについての調査をしたり活動している人の事で、普通の人より、かなり専門的な知識がある人というように私は捉えておりました。</p> <p>C 委員： わかりました。私が今言った52ページの図ではまだ不足なのですね。</p> <p>H 委員： そういう事ではないです。そこには動植物保全部会の事も書かれておりますし、そのような知識をもった方々で組織する専門部会になるのではないかと私も捉えておりました。</p> <p>会 長： 実際に活動していて知識と経験のある人という事ですね。改めてH委員に言われて私の理解が悪かったと確認しました。</p> <p>C 委員： 場合によっては外部からそういった卓越した人も入って良いのかなと思いました。</p> <p>G 委員： 会の性格がはっきりしないと、どこにそれを置くかをはっきりさせる事が出来ません。あと読んでいて思ったのですが、一つは審議会であり、もう一つは</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>推進組織であるので、例えば推進協議会とかではないので、ここをはっきりさせなければならぬと思います。正確に位置付けする事により性格もはっきりすると思います。私が思う審議会のイメージなのですが、学識経験者やそのような先生方は絶対に必要だと思います。審議会のイメージが正確に自分の中にあって話をしているのですけれど、動物や植物を専門としている「専門家」が第8章第2項の「委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。」というところに入れたら良いのかなと思いました。審議会の性格は、第7条第2項に書かれている「緑化の推進に関する重要な事項を決めるところ」で良いと思います。組織図の中で審議会はそういった位置付けであると決めれば良いと思います。「その他市民から意見を聴き」とありますが、審議会でそのような事は無いと思うので、この部分は全然必要無いですし、調査についても自分のイメージでは推進組織の中でやってもらい、その結果を審議会で検討し市長に答申する、というイメージです。これが当たっているのかは分かりませんが、そのようにイメージしているので、推進組織という名称がおかしいなというのと、はっきりここに専門家と入れたら良いと思いました。</p> <p>会長： 審議会と推進組織という2つの組織の設置について、皆さんから頂いたご意見としては、第8条の委員の構成について、この名称で良いのかは分かりませんが、専門家を入れたらどうかというご意見です。図ではまだ表現出来ていないので、文章として入れた方が良いのではないかというご意見です。それから、審議会の役割についてですが、第7条第2項で「その他市民等からの意見を聴き市長が必要と認める事項について調査し、及び審議するものとする。」とありますが、G委員がイメージしている審議会の役割としては、調査をするのは推進組織の役割であり、提言を受けたものについて審議するという事です。その事についてはどうでしょうか。名称が良いのかは分かりませんが、推進組織と審議会の二つに分かれているので、役割をしっかりと考えた方が良いのではないかという事なのですが、どうでしょうか。</p> <p>E 委員： 例えばその会議で話われたことを市長に提言し、それを審議会の方に市長が諮問する形になりますので、それはきっちりと分けた方が良いと思います。例えば「条例案では審議会と推進協議会を設ける」と青字で書いていますが、そういう組織を作りたいという事であれば、審議会と推進協議会があれば私はそれで十分かと思います。戻りますが、素案にも審議会の委員に景観緑化推進組織の構成員が含まれておりますので、協議会の委員が入るのも当然なのかと私は考えます。</p> <p>会長： 先程の審議会の委員の中に、推進組織の構成員を含むのはどうなのかという件ですが、入れた方が良いというご意見ですね。あと推進組織なのか推進委員なのかははっきりした方が良いのではないかという意見の中で、組織というのはおかしいのではないかというご意見を頂きました。これについては何かご意見ありますか。例えば景観緑化推進協議会とありますが、協議会にするとおかしくなるので、実動も意識した、推進委員会みたいな感じにした方が良いという意見だと思います。意味合いとしては、審議する側と推進する側の2つあるということで、その位置付けをはっきりした方が良いのではないかという事だ</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>と思います。</p> <p>F 委員： 私は以前、この2つの組織を車の両輪に例えて、この両輪が上手く回転することによって物事が進んで行くというような意見を述べさせて頂いたのですが、どうも片輪走行でも良いのではないかという気持ちになって来ました。推進組織の部分を読んでみると、どういう方々がどのような活動をしているのかあまり具体的なイメージが出来ないのです。第9条第3項の中に調査研究という言葉がありますので、そこまでやるのだったらそれに基づいて実行プランを作れば良いと思うのです。そのようにすれば市民がある程度決定出来るシステムも構築されると思います。他の条例を見ても審議会の設置を謳っている条例がほとんどですが、本当に審議会は必要なのかという気持ちが少しずつ出て来ております。</p> <p>会 長： 実際に現場で活躍している皆さんなので、実行するという思いが強く、そのような意見になったと私は受け止めております。何かあった時の事を考えると、やはり審議会は置かなければならないのでしょうか。片方で良いとの意見が出ているようですがどうでしょうか。</p> <p>F 委員： 他の条例などにおいて、実際に両輪がどのように動いているかの具体例が欲しいのです。果たして機能しているのかが知りたいです。</p> <p>C 委員： 組織図がまだ出来ていないのに言うのは変ですが、名称は別として、審議会の下に緑化と景観の2つの委員会みたいなものがあるって活動するとなれば、それを審議する場として、やはり審議会は必要ではないでしょうか。提言のあった内容について審議会で審議し市長に答申なり提言するという形になります。組織図を自分で勝手に作った感じになってしまい言いづらいのですが、両輪とか片輪ではなくて、上に上がるに従って、研ぎ澄まされた内容になっていくという考え方はどうでしょうか。</p> <p>会 長： ここにいらっしゃる皆さんのほとんどが実際に活動しておられる方である事から、推進組織に重点を置いているのではないかと思います。そういった部分について表記出来るのかという事、実際にこの条例に定める事項、その他規則に定める事項等、見えない部分も沢山あるので、その辺が明らかになり、若しくは図の中で表記されるとははっきりするのではないのでしょうか。</p> <p>G 委員： 例えば、市長がいてその下に審議会があって緑化推進組織と景観推進組織があるというイメージなのですが、堀本委員の意見も含めてお話すると、市長がいてすぐ下に緑化推進組織と景観推進組織がある。審議会は市長の横並びにあり、片輪走行といえば片輪走行だし、両輪といえば両輪である。どちらかは、いらないという話もあり得ると思います。審議するというか、行政側に提言し、色々やれる組織があった方が何となく良い感じはするのですが、もしそれがなければ提言等出来ないのかということ出来るのです。推進組織というものがあれば取りまとめ等はやりやすいように思います。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： イメージする図が無く、各々のイメージで話を進めてもらっていますので、イメージ図を出さなければならないですね。次回、これを基に色々な話を進めればスムーズに行くのではないかと思います。それではこの組織、審議会のところはよろしいでしょうか。何か足りない部分はありませんか。</p> <p>F 委員： グループ長会議の中で出た話で、今の議論の中で漏れている部分について報告したいと思います。主に審議会の性格についてグループ長会議の中で議論がされ、審議会は市長から諮問を受けて、そのことについて答えを出して市長に報告するというようなものだと思います。しかし第7条第2項を読みますと、審議会が独自の問題意識を持って主体的に動ける組織なのか、市長の諮問だけに反応して動くのか、その辺の区別が出来ないという事と、審議会は答申するだけなのか、あるいは景観とみどりに関する問題について、市長に対して意見が出来るのか、そういった所が分からないという議論になりました。また、推進組織の設置については、第9条で置く事が出来ると謳われておりますが、一方で第10条第5項やその他の条項に認定基準を定めるときは、景観緑化推進組織と協議する事となっており、景観緑化推進組織があるという事を前提としての条文となっておりますので、この第9条は置く事が出来るのではなく、置くと言い切らないと駄目ですね、という議論になりました。以上です。</p> <p>会 長： 今の話で何かご意見等あれば、まず第9条市長は良好な景観形成及び緑化推進活動を行うための景観緑化推進組織を置く事が出来るではなく、置くと言い切らないと駄目ではないかという意見が出ました。それから第7条第2項で、審議会の役割が謳われておりますが、皆さんの議論の中では審議会と推進組織が分かれているので、審議と調査を分けたほうが良いのではないかというご意見を頂いたと思います。</p> <p>E 委員： 先程お話されたように市長から諮問を受けて審議会の中で議論を交わし、審議会から市長へ意見が出る可能性もあると思います。その為に学識経験者とか知識人等の精通した人達が必要でありますので、審議会は、その人達を含めた組織になるかと思えます。また、その他市長が適当と認める者とありますので、ここが先程H委員からお話のあった専門部会等の役割を果たすと思っております。</p> <p>F 委員： 諮問されて審議会で検討して市長に意見を述べるのだから答申だと思うのです。それとは別に審議会が主体的に問題意識を持って、市長から諮問された以外の事を独自に調べ、検討した物事を意見として市長に言えるのかどうなのかという事です。</p> <p>E 委員： すいません。舌足らずで申し訳ないです。私が言ったのは答申の中での話です。</p> <p>会 長： 答申とは別に審議会が独自に意見を述べるという事についてはどうでしょうか。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>E 委員： それは難しいと思います。答申の中でもそういう事柄が出てくる事もあるかも知れないですが、通常であれば組織の中で提言されてそれを審議されていますから、そういう話は出て来ないと思います。審議会から直接意見を言う事はないと思います。</p> <p>会 長： 皆さんいかがでしょうか。</p> <p>G 委員： 審議会と景観緑化推進組織の区分けは、何か根拠があるのかという感じがしております。例えば地域のモデルがあって割りとき大きな北海道の事業とか国の事業の時に市長が意見を聴いたりするのが審議会であり、景観緑化推進組織に対しては協議するとなっているものが多いと思います。今、お話されているところこれから後ろの方で出て来る事は、言葉の矛盾も含めて色々整理した方が良いと思いました。</p> <p>会 長： 今の部分に関しては、先の方に進んでいくと整理も必要な場合も出て来ますので、その時にまた議論したいと思います。それでは次に進みます。</p> <p>続きまして、第3章 貴重な自然景観等の保全・育成 第1節 景観・自然遺産等の認定等に移ります。</p> <p>第10条 市長は、アクションプランの方針の達成のため、貴重な自然的若しくは人工的な景観資源を登別市景観・自然遺産（以下、「景観・自然遺産」という。）として、別に定める基準により認定することができる。</p> <p>2 市民等は、市長に対して景観・自然遺産の認定を求めることができる。</p> <p>3 景観緑化推進組織は、景観・自然遺産の指定について市長に提言することができる。</p> <p>4 市長は、景観・自然遺産の認定をするときは、審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 市長は、第1項の認定基準を定めるときは、景観緑化推進組織と協議し審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 市長は、景観・自然遺産を認定したときは、公表しなければならない。</p> <p>第11条 市長は、景観緑化推進活動の重点地区として、景観モデル地区や緑化モデル地区（以下、「モデル地区」という。）を別に定める基準により指定することができる。</p> <p>2 市民等は、市長に対してモデル地区の指定を求めることができる。</p> <p>3 景観緑化推進組織は、モデル地区の指定について市長に提言することができる。</p> <p>4 市長は、モデル地区の指定をするときは、審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 市長は、前項の指定基準を定めるときは、景観推進組織と協議し審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 市長は、景観・自然遺産を認定したときは、公表しなければならない。</p> <p>第12条 市長は、景観資源の活用を図るため、景観・自然遺産を眺望することができる場所のうち、主要な場所を眺望ポイントとして別に定める基準により指定することができる。</p> <p>2 景観推進組織は、眺望ポイントの指定について市長に提言することが</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>できる。</p> <p>3 市長は、第1項の指定基準を定めるときは、景観保全推進組織と協議しなければならない。</p> <p>4 市長は、眺望ポイントを指定したときは、公表しなければならない。</p> <p>第13条 市長は、歴史的由緒ある樹林やランドマークとなるような景観上優れている樹木の保全のために、別に定める基準により保護樹の指定をすることができる。</p> <p>2 緑化推進組織は 保護樹の指定について市長に提言することができる。</p> <p>3 市長は、第1項の指定基準を定めるときは、緑化推進組織と協議しなければならない。</p> <p>4 市長は、保護樹を指定したときは、公表しなければならない。</p> <p>第10条から話しを進めていきます。第10条第1項では「市長は、アクションプランの方針の達成のため、(中略)別に定める基準により認定することができる」となっていますが、基準がどうなっているのだろうかという意見を頂きました。また、第11条では皆さんの思いや意見として、登別市の各地域の特性を活かしたものを出したら良いのではないかと、11地区の連合町内会の中でそれぞれ1つずつでもモデル地区を出して意識を高めるようにしたらどうかという事等、色々な意見がありました。ここまで何かご意見ありますか。まず、第10条の景観・自然遺産の認定について、何かご意見ありませんか。</p> <p>G 委員： この基準はどこにあるのでしょうか。</p> <p>事務局： この素案でいくと第10条第5項に市長はこの基準を定めるときは、推進組織と協議し審議会の意見を聞かなければならないという事になっています。</p> <p>G 委員： そうしますと、この条文が出来た時には、まだ推進組織が出来ていない状態ですよね。</p> <p>事務局： そういう事になりますね。</p> <p>G 委員： この基準に対して意見を言う場合は、結局無い状態だと思います。第13条に保護樹の指定とありますが、例えばこの樹木を保護樹に指定しただけでは済まないで、どのようにして保護していくのか等を決めていかなければならないと思います。また、他にも沢山問題はあると思うのですが、そういうものは市長と景観緑化推進組織と協議し、その都度、制度化していくという事でよろしいですか。</p> <p>会 長： 市長が審議会に意見を聞かなければならないとなっている項目もあります。</p> <p>G 委員： 基準が定まらない状態でこの条例は出来て行くのでしょうか。この素案ではそのように捉えられてしまいます。果たしてそれで良いものかと思ったところです。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： 条例制定後の景観緑化推進組織に全てを委ねるのが、ここである程度のものを作り上げるのか、皆さんにご意見を聞きます。</p> <p>G 委員： 条例制定後でも良いのかなと思いました。</p> <p>会 長： この辺の事について、まだまだ議論した方がよろしいでしょうか。</p> <p>G 委員： この素案の通り、このままのほうが良いのかも知れないですね。推進組織と協議して決めるのが良い気がします。</p> <p>会 長： 今我々が回りを固めてしまうと、第一歩が踏み出せない可能性があるかも知れませんが、景観緑化推進組織に委ねた方が良いのではないかという意見もあったと思います。</p> <p>H 委員： 資料の15ページに登別市自然遺産【案】が添付されております。そこには登別自然遺産とは、先人達により守り、育てられてきた、登別の豊かな自然の中から、登別市独自の視点と市民参加で選ぶ、次世代に引き継ぎたい、かけがえのない財産。と書かれております。またその【目的】と【特性】について、いくつか示されております。この15ページと素案の第3章とは整合性は図られているのでしょうか。この登別自然遺産【案】を参考にして第3章が作られたものと捉えてよろしいのでしょうか。</p> <p>事務局： これは環境保全市民会議といって、別な市民組織があるのですが、そこで話し合われていた内容です。当時、A氏もその会議に携わっていて、そこで話し合っていた自然遺産案が景観緑化条例案と同じような趣旨であったため、条例に位置づけたほうが良いのではないかという事でこうなったようです。今日、I委員がいると分かりやすかったと思うのですが、誰か委員の中で、この市民会議のほうに関わった方はいらっしゃらないですか。</p> <p>H 委員： 実は私、6年前までにメンバーだったのですが、体調を崩して途中までしか参加しておりません。登別の自然遺産案は、この資料では大きな括りで書いてあるのですが、私は具体的に地区ごとに羅列し、例えばフンベ山ならこのような歴史があって内容はこうであるとの案を出した経緯があります。その後、どのような扱いを受けどうなったかは知らないのですが、以前I委員から登別遺産案の説明をしてもらい、まだちゃんと繋がっていたと安心しました。今回、この会議でそれなりの枠組みを大まかに決め、もう少し議論したいと思っていました。</p> <p>会 長： 第10条景観自然遺産の認定に関連した、登別自然遺産案について大枠でも結構なので、議論した方が良いという意見を頂きました。何か他にご意見ございませんか。第11条モデル地区の指定、第12条眺望ポイントの指定、これらについて何かご意見等ありませんか。どうしても文章だけだと分かりづらいので、イメージ図があったり、具体的な写真があれば、分かりやすいのではないかとグループ長会議で話しました。眺望ポイントの指定については、一例と</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>して登別景観形成基本計画の10ページに富士町から見たカムイヌプリの写 真があります。例えばこのような眺望ポイントや自然遺産の指定をする場合 は、基準はどうなるのだろうと思ったところです。</p> <p>事務局： 自然遺産というのはH委員達が当時話し合っていた時はどんなイメージだ ったのですか。</p> <p>H委員： 当時、北海道遺産を指定しようという話が出ていた時だったのですが、例 えば自然だけじゃなく、ラーメンなどの食べ物や文化も含め、機運が盛り上が っていた時に、私は北海道遺産を決める基準がどういうものかが知りたくて、 北海道に連絡して資料を送ってもらった事がありました。そこには北海道らし い景観、価値ある自然、それは風光明媚であり、その地域独特のものである、 確かそのような事でしたので、私は自然に重点を置いていた事もあり、案とし て出したのは、うる覚えですが、登別市内では唯一の爆裂火口跡の橘湖、鷲別 岬の植物、亀田公園の卯の花、フンベ山、アイヌ地名の事とか、7点から8点 くらい集めて出した記憶があります。</p> <p>会 長： それはこちらから登別市の分について指定して下さいという事で提出したと いう事ですか。</p> <p>H委員： そうです。これは私の独断と偏見で提出したという事です。それが全部取り 上げられたとか、そういうことは私は分かりませんが、それが違う形で登 別遺産という事で発展していったのかも知れません。</p> <p>会 長： 北海道から指定を受けたのはあるのですか。</p> <p>事務局： 北海道遺産としては地獄谷くらいですね。</p> <p>会 長： 地獄谷、その他はありますか。調べれば分かると思いますが。あとはどう いう基準だったのかという事を知りたいですね。</p> <p>事務局： H委員がおっしゃったとおり、自然関係だけじゃなくて、歴史、文化、食べ 物など全てを含めて北海道遺産を決めているはずですが、登別遺産となると重複 するかも知れませんが、やはり地獄谷とかが想定されると思います。</p> <p>H委員： 地獄谷とか日和山、そういう物が該当してくるかも知れませんが。今その文 書がどのようになっているかは分かりませんが。</p> <p>事務局： それは環境保全市民会議で議論していた時の話ですか。</p> <p>H委員： そうです。クリニックセンターで議論していた時の話です。</p> <p>会 長： せっかく議論して頂いていたのなら、その資料があれば良いと思うので、次 回までに調べて頂きたいと思います。あとはよろしいですか。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>モデル地区や眺望ポイントについて何かありませんか。</p> <p>これについても遺産の認定とかが決まらないと、ちょっと議論しづらいでしょうか。これは色々なことを推進していこうという事だと思いたいますが、どうでしょうか。自然遺産については他の会議で出された資料をもう一度頂いてから議論をしたいと思いたいます。</p> <p>H 委員： 眺望ポイントの指定についてですが、私が見た事例の中で良いなと思いたうのがありましたので、参考になるかどうかは分かりませんが発表させていただきます。倶知安に行く途中の尻別川沿いに、羊蹄山が綺麗に見える所があるのですが、そこがカメラポイントになっており、さほど仰々しくない看板が出ており、駐車スペースもあります。そういう眺望ポイントはとっても良いなと思いたいます。あとは良いような悪いような例の一つとして取り上げさせてもらいたいますが、松前の白神岬に渡り鳥を見に行いたったのですが、もの凄く鳥が集まる場所に、鳥を見る人のための立派なトイレと休憩室が建設されていいたました。大変親切で良い事だと思いたいますが、景観が台無しにないたなという感じが私はしいたました。それと20年近く前の新聞に、真鶴という町がいち早く景観条例を作いたたといいたっていました。眺望が素晴らしい場所には人工物を造らないといいた事を景観条例に盛り込んだそうです。人間といいたのは素晴らしい場所を見てもらいたいたいといいた事から、その場所に建造物を造りたがるのですが、そういう眺望が優れた場所には人工の物を造らないといいた配慮をする時代が来ていると私は思いたいました。</p> <p>会 長： ありがとうございます。各地域の事例を紹介してもらいたいました。眺望ポイントには人工物を造らないといいた事も配慮すべきではないかといいたご意見を頂いたました。他に意見はございいたませんか。</p> <p>F 委員： グループ長会議で話し合われた事をご報告いたします。具体的な場所をイメージしないと、条文を組み立てるのも難しいのではないかと、例えばモデル地区に関しても、景観モデル地区と緑化モデル地区があり、それらは別に定める基準によって指定するといいた事ですが、まだ基準も決まていないので、どんな所がなるのかが想像出来ないと思いたいます。そのような状態で条文の作業が先に進んでいくと、第28条でモデル地区内で行う行為についての条文が出てくるのですが、モデル地区はどの程度の重要な場所かといいた事によって、条件が違てくるのだらうと思いたいます。眺望ポイントや保護樹がどこにあるのかも分からないまま条文を修正しているので、具体性が欲しいと思いたいます。また、決定するにあたっては、土地の所有者、地区の住民に対する配慮が全く書かれておらず、一方的に決めるような条文になっているのも問題だと思いたいます。それから解除についての条文が無いので、その辺も必要になるのではといいた話し合いがされておりました。</p> <p>会 長： グループ長でそのような話し合いがされました。大切な部分もあると思いたいますので、具体的に表現をし、皆さんに問いたければ、より明確になるのではないかといいた話も出ていいたました。さらには、眺望ポイント等を指定する際の私有地の扱いはどうするの、また、解除の部分についても配慮しなければなら</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>いという話し合いをしました。何かご意見はありませんでしょうか。 それでは第2節、保全・育成のための措置に進みたいと思います。</p> <p>第2節、保全・育成のための措置 (保全・育成プランの策定)</p> <p>第14条 市長は、景観・自然遺産を保全又は育成するための実施計画(以下、「保全・育成プラン」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 市長は、保全・育成プランの作成にあたっては、当該地区住民等と協議するとともに、審議会の意見を聴かななければならない。 (景観プランの策定)</p> <p>第15条 市長は、景観保全推進組織の提言を受け、景観形成の具体的な推進活動を行うためのアクションプランに基づいた実施計画(以下、「景観プラン」という。)を定めなければならない。 (緑化プラン)</p> <p>第16条 市長は、緑化推進組織の提言を受け、具体的な緑化推進活動を行うためのアクションプランに基づいた実施計画(以下、「緑化プラン」という。)を定めなければならない。 この部分に関しては皆さんから沢山の意見を頂いております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登別本来の植物を大切にするような景観づくりを行いたい ・個人のガーデニング等で植えられている園芸種の種の拡散を抑制すべき ・保全すべきところとそうでないところを分けて植物を守るべきである ・園芸種を規制するのは難しいが決められたエリアであれば規制するのは可能である ・外来種は人によって見方が違うため、お互いの立場を尊重しながら折り合いをつけるしかない <p>このような意見を踏まえた文章表記をすると、 「みどりの育成と保全は、人と自然とが共生する環境を将来の世代に継承していくため、生物の多様性の確保を図ることに配慮して行われなければならない。」これは江東区みどりの条例の抜粋です。</p> <p>そのまま第17条に進みたいと思います。 (保全等の措置)</p> <p>第17条 市長は、次に掲げる目的を達成させるために、必要な措置を執らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 景観・自然遺産の保全又は育成 (2) 眺望ゾーンの確保 (3) 保護樹の保全 (4) モデル地区の保全・育成又は整備・改善等 (5) 景観緑化推進組織と連携した、景観プラン及び緑化プランの推進 <p>まずは在来種と外来種の問題ですが、我々ではちょっと分からないところもありますので、H委員を始めとし、一生懸命取り組んでいる方がおられるので、それについての説明を頂けたらと思いますし、生物多様性についても説明して</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>もらった方が良いのではないかと、グループ長会議で出ていましたので、説明をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。時間がちょっと足りないみたいですので、在来種と外来種の問題だけでもどうでしょうか。</p> <p>G 委員： 基本的に景観緑化条例の中で在来種や外来種については、こういう事をやらなければならないと考えるのは良い事だと思いますが、それが特別必要なのか疑問です。例えばニセアカシヤという木があるのですが、かなり山奥にも生えており、利用はしますが伐採の対象として切ったりします。また、F委員達が大変な思いをして、湿原に入り込んできた外来種を取り除く作業をしていますが、それらと景観緑化条例とを特別繋ぐ必要はないと思います。ただその精神だけは載せる必要はあると思います。要するにそういう作業がもしも発生するような事があれば、例えばここはとても綺麗だから外来種を全て取り除こうという発想になれば、違った方向に行きそうな気がするので、それは別の問題かと思えます。ですので、この条例には外来種は極力排除しなければならないとし、凄く先鋭的な言葉で表現する必要はないと思いますので、今あるものを今生きている我々が大事にしていくという精神で十分だと思います。特殊なエリアに関しては、当然こうしたいというのが有っても構わないと思います。簡単に言うと、完全に取り除く事は出来ないと思います。キウシト湿原みたいな特殊な限られたエリアについては、こういう外来種による影響があっては困るので、それは取り除きます。しかし、その作業についてはこの条例との整合性にあまり関係ない話でありますので、私が考える条例の精神は、今ある風景、文化などを大切にしましょう、そういった心を育みましょうという事だと思っています。この条例のために、そういう作業をします、これは悪者だから取り除きましょうという事で、子供たちが一緒にそこに関わって啓蒙活動をしていく事が良い事なのかというと、それは違うのではないかと考えています。</p> <p>会 長： 明文化した方が良いというご意見と、それは難しいのではないかと、そういう事は別な所でしっかり守るという事で、条文化しない方が良いとのご意見かと思えます。</p> <p>G 委員： 例えば先程の人工物は建てないようにする等は、皆さんが良く考える事なので、必要性はあると思います。また、ここに書かれているガーデニング等で植えられている園芸種については、例えばカムイヌプリの登山道入り口に水仙やチューリップが両脇に植えられており、綺麗は綺麗なのですが、人の手でわざわざそういう事をする必要はないので、しないようにするというのは条文化しても良いとは思いますが、この条例の性格上、在来種と外来種をどうするかどうかというのは必要ない気がします。ただ細かい部分について決める時には、その区分けをする必要があると思いますが、この条例の中に載せる必要は無いと思います。</p> <p>H 委員： 私はG委員とは若干違うのですが、登別温泉の例を挙げますと、大湯沼に行く道の切り立った法面に、相当前ですけど、工事の関係で吹き付けをしたのですが、以前そこには岩高蘭だとか貴重な植物が多かったのですが、多分今では見られないと思います。それは登別の独特で貴重な植生だったと思うので</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>す。法面の吹き付けなのですけれど、これは法面が流れないようにするための必要な作業ではありますが、色々な種などを吹き付けたりするので、やはりそれによって色々な外来種が繁茂するというか侵略するのです。細かく言ったらきりが無いのですけれど、そういう事の配慮とかは必要だと思います。もちろん安全面が一番ですけれど。また、キウシト湿原みたいな所は、在来種など元々あった自然や植物を大事にしようという事がある程度明文化して良いと思います。それは私達の共通な財産である亀田記念公園とか、鷲別岬などは管理の仕方によって、どんどん変わって行く可能性があるからです。園芸種や外来種が悪いとは言いませんけれど、やっぱり住み分けが必要であるという事を分かってもらえればと思います。せっかく長い年月をかけて色々なお花が群落しているのを勝手に採って行ったりとか、それこそ園芸種なんかをわざわざ植えたり、それは皆が綺麗だから植えたいという気持ちは分かりますけれど、ちょっと情報を提供してあげれば分かってもらえる範囲だと思います。また亀田公園の整備の仕方は、皆が一般的に通る所は園芸種で構わないと思うのですけれど、奥の方に行くと、シラネアオイとかヒトリシズカだとかの群生地が結構まだ残っているので、そこをわざわざ手入れして園芸種を植える事は無いのではないかと思います。そういう所は公共の財産でありますし、市が管理していますので、きちんと明文化して頂けたらと思います。ただし個人の所有までは入り込むことは出来ないの、公共の財産はきちんと明文化してもらって、管理する人も心掛けて頂けたら良いのではないかと考えています。</p> <p>会 長： G委員が先程言われた在来種・外来種という表現ではなく、今まであったという表現の仕方、それを守っていくようにしたら良いのではないかという事と、公共の分については、はっきり明文化した方が良いのではないかというご意見であったと思います。私からすると何が在来種で何が園芸種か分からない状態なのですが、皆さんは今の意見を聞いてどう思いますでしょうか。</p> <p>G 委員： 第2節の第17条までについては素案のとおりで良いと思います。H委員が言われたような細かく決めなければいけない事が、もし他にあれば載せても全然構わないと思います。だからここに書かれている条文については問題ないと思います。あと、それぞれ個別の思いというものがある、その思いを達成するための条文が必要であれば載せても構わないと思います。ただ在来種・外来種の表現について投げ掛けられたので意見を述べましたが、条文に特別そのような記載もありませんので、条文的にはこの素案で全然問題が無いと思います。</p> <p>会 長： 資料に赤字で記載していますが、「みどりの育成と保全是、人と自然とが共生する環境を将来の世代に継承していくため、生物の多様性の確保を図ることに配慮して行われなければならない。」これは江東区の条例の引用です。 このような表記をする事については、いかがでしょうか。</p> <p>G 委員： この精神が多様性の確保であったり、我々に多様性を推進させる手立てがあるのならば載せても良いだろうし、かなり大きな意味で書かれていると思うので、問題は無いと思います。ただ赤字で書かれたのと全く同じになるとは思</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>ませんが、こういった精神が載せる事が出来れば良いと思います。</p> <p>会 長： 他に何かご意見はないでしょうか。</p> <p>F 委員： グループ長会議の中でも私の挿入した文章が問題になりました。もちろん第16条の所に載せた江東区みどりの条例の一文と、第19条の所に載せた「景観形成及び緑化の推進において植栽を行う場合は、在来種を使用し地域の生物多様性を図るとともに在来種による景観を創造しなければならない。」それから第18条「緑化の推進は園芸種や外来種が公共や自然の緑地に生息を拡大しないようにしなければならない。」</p> <p>かなり先鋭的な書き方をしたので、これを提示して良いのかという話はしたのですが、皆さんの議論を喚起するという意味では、このくらいの書き方が良いのではないかという事で、そのまま皆さんに提示していますので、この部分を皆さんで議論して頂けたら私としての狙いは達成されるのではないかと考えています。もしH委員や私が使っている言葉が分かりづらければ時間を頂き、それについて説明する場を設けて頂きたいと考えております。</p> <p>会 長： ありがとうございます。生物多様性という言葉も出て来ましたので、その説明が必要であるとか、大きな括りで考えれば、江東区のような表現をしても問題ないのではないかというご意見を松原さんから頂いております。今回はこの話からスタートしたいと思います。皆さん自分たちの身の周りの事でも結構です。何か考えてもらえれば、より身近な事から話が出るのではないかと考えています。資料を見ますと、もう少し時間が掛かりそうな気もしますが、素案を大切にしたいという思いと、我々は一生懸命やっておりますけど、条例という事なので法的な絡みもあり精通した方の意見も聞かなければいけないと思いますのでよろしくお願いします。まずはその辺も含め、グループ長で今後の展開について話をさせてもらい、皆さんに提示したいと思います。今回は、本意見のあった図の表記などを整理して、もう一度議論する部分も出て来るとは思いますし、登別自然遺産についても別の組織で議論した資料があると思いますので、それを提示してもらい議論しながら次に進みたいと思います。議事録をまとめるのに時間が掛かるとは思いますが、次回の市民会議については今までどおり、3週間後を目標に開催したいと思います。日程については追って連絡したいと思っておりますのでよろしくお願いします。皆さんから何かございませんでしょうか。それでは終わりたいと思います。皆さん本当にお疲れ様でした。</p>
-----------------------	--